

一般財団法人住宅・建築 SDG s 推進センター
CASBEE 評価認証業務約款

(総則)

- 第1条 CASBEE 評価認証にかかる契約は、申請者（以下「乙」という。）が申請書を提出し、一般財団法人住宅・建築 SDG s 推進センター（以下「甲」という。）が引受承諾書を発行することにより成立するものとする。締結日は引受承諾書の発行日とする。
- 2 甲乙は契約成立時点で本約款に合意したものとする。
 - 3 甲乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、建築物総合環境性能評価認証制度要綱に基づき評価認証業務を完了するものとする

(評価認証費用)

- 第2条 財団が定める評価認証費用は申請要領に記載された額とする。

(期日及び納入方法)

- 第3条 乙は、評価認証費用を、甲から発行される請求書に定められた日（以下、「納入期日」という。）までに、甲に支払わなければならない。
- 2 前項の支払いは、甲の指定する銀行口座への送金により納入しなければならない。
 - 3 評価認証費用の納入に要する費用は、乙の負担とする。
 - 4 費用は CASBEE-街区を除き契約時に全額支払うものとする。
 - 5 CASBEE-街区の評価認証費用は契約時に半額を支払い、業務完了時に残りの半額を支払うものとする。

(解除権)

- 第4条 契約後、乙が申請を取り下げた場合は、評価認証費用総額の 30%～80%の範囲で財団が定めた額の事務費及び審査費を控除して返金する。
- 2 要求資料の作成・提出の著しい遅延等乙が業務の履行に非協力的な場合または乙の提出資料に虚偽等があると認められた場合、甲は乙にその利用を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 甲が契約を解除する場合は、評価認証費用総額の 30%～80%の範囲で財団が定めた額の事務費及び審査費を控除して返金する。
 - 4 甲はこの契約の解除による損害賠償の責に任じないものとする。

(申請資料の作成等)

- 第5条 乙は、甲から提出図面について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 甲が審査を行うために必要と認めた現地調査については、乙はこれに応じなければならない。
 - 3 甲が、当該業務を行うために必要な追加書類の提出または提出資料の是正を求めるこ

とがある。

(別途協議)

第6条 この定めのない事項及びこの契約に解釈について疑義を生じた事項については、
乙甲は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

第7条 財団は申請内容に応じて本約款案を修正して使用する

附則

この約款は平成27年6月19日より施行する。

一部改正 令和4年4月1日